

# 竹原市公共建築物等木材利用促進方針

平成24年12月20日制定

## 第1 目的

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）に基づき、広島県が定めた広島県公共建築物等木材利用促進方針（平成22年12月13日制定）に即し、「竹原市公共建築物等木材利用促進方針」（以下「方針」という。）を定め、公共建築物への広島県産材（以下「県産材」という。）等の利用促進を通じて、健全な森林の育成、循環型社会の構築や地球環境の保全、林業・木材産業の振興に資することを目的とする。

## 第2 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

この方針における公共建築物とは、広く市民の利用に供される公共性の高い建築物をいい、当該建築物を整備する者は、経済性を考慮し、可能な限り木造化に努め、県産材等の積極的な利用に努めるものとする。

県産材とは、合法な手続を経て伐採された県内産の丸太を製材加工した木材とする。

## 第3 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に第4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

## 第4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

次に掲げる場合を除き、公共建築物を整備する場合は原則木造化を図ることとし、木造化が困難な場合も、内装等の木質化に努めるものとする。

ア 建築基準法等の法令により、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難と認められる場合

- イ 災害応急対策活動に必要な施設，危険物を貯蔵する施設，伝統的建築物  
その他文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し，若しくは  
展示する施設など，当該建築物に求められる機能等の観点から，木造  
化に馴染まない又は木造化を図ることが困難であると判断される場合
- ウ その他やむを得ない事由により，木材の使用が適当でないと認められる  
場合

## 第5 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

### 1 木造化

市は，その整備する公共建築物のうち，第4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物については，原則として木造化を図るものとする。

木造化にあつては，可能な限り県産材を使用するものとする。

### 2 内装等の木質化

市は，その整備する公共建築物について，高さ・面積の規模にかかわらず，直接又は報道機関を通じて間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に，内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について，内装等の木質化を促進するものとする。

内装等の木質化にあつても，可能な限り県産材を使用するものとする。

### 3 その他の木材利用

市は，その整備する公共建築物において，木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか，公共土木事業資材についても木製品の利用を促進する。

## 第6 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

### 1 推進体制

公共建築物等における木材の利用の促進を効果的に図り，横断的に連携した取組みとしていくため，産業振興課長を会長として，関係する課長を構成員とする竹原市木材利用促進会議（以下「促進会議」という。）を開く。

促進会議では，広島県等から公共建築物の木造化等の協議，木造化等検討に必要な情報（県産材利用事例，木材調達情報等）の収集を行い，これを参考にして木造化及び木装等の木質化を検討する。

## 2 公共建築物整備計画企画・立案にあたっての留意

公共建築物を整備しようとする主務課は、当該整備を企画・立案する際に、県産材利用事例や木材調達情報等を参考にして木造化及び内装等の木質化を検討する。

## 3 木造化等実績の公表

市は、公共建築物の木造化及び内装等の木質化の整備実績等を市ホームページで公表する。